

令和5年6月定例会

総務委員会資料

( 総務部 )



請願・（陳情） <span style="margin-left: 100px;">令和5年6月市議会提出分</span> <span style="float: right;">（新規）・継続</span>			
受理番号	受理年月日	件名	陳情者名
1	令和5年 5月16日	庁舎内における職員への 政党機関紙の勧誘・配達 ・集金の自粛について	
陳情の要点		左に対する措置等	
<p>近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっており、新聞、月刊誌等の各種メディアで報道されている。</p> <p>秋田市役所においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関する現状把握とルールをいま一度明確にするとともに、庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為は慎み、住民の不安を解消していただくよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 住民の不安を解消するために、庁舎管理規則における禁止事項、庁舎内販売等の規定を遵守し、住民の大切な個人情報に預かる執務室内に許可無く立ち入り、政党機関紙の勧誘・配達・集金が行われないようにすること。</p> <p>2 政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではないが、読みたい職員は自宅を配達先とし、住民に誤解を与えないようにする旨を職員に通</p>		<p>1 秋田市庁舎管理規則に則り適切に対応しているところであり、今後とも引き続き、規則の遵守を徹底していくものである。</p> <p>2 本市では、政党機関紙については、職員個々人が必要に応じて購読しているものであり、政党機関紙の受取、集金に関しては、職務に支障がないように対応しているものと認識している。</p> <p style="padding-left: 2em;">そのため、職員に指導を行うべき事情もないことから、現段階では通達等を行う必要はないものとする。</p> <p>3 庁舎内で勧誘された際に心理的な圧力を感じたというような声が人事課に届いたことはなく、実態確認又は調査を行うべき事情もないことから、現段階では調査等を行う必要はないものとする。</p>	

達するなど指導を徹底すること。

3 職員が声を上げにくく問題が放置されてきた実情を踏まえ、庁舎内で勧誘された、その際に心理的な圧力を感じたという実態がないかを確認、調査すること。

4 職員が議員による政党機関紙の勧誘に圧力を感じている事実が明確ならば、それはパワーハラスメントに当たり、職員が勧誘を拒否したり、購読をやめたりした場合、不当な嫌がらせを受けないか不安に思う職員もいるようであることから、声を上げにくい職員のために、職員の相談窓口を設置、あるいは明示するなどの対応を行うこと。

4 本市では、「職場におけるハラスメントの防止に向けた基本方針」等を定め、職員に対して、庁内の相談体制を整備するとともに、庁内外の相談窓口についても適宜周知を行っているものである。

## 公共施設に係る使用料等の見直しについて

### 1 取組の概要

本市では、物価高騰等の社会経済情勢の変化を踏まえ、「受益と負担の適正化」を第8次秋田市行政改革大綱の取組項目の一つに位置付け、公共施設の使用料等の見直しを検討しているところである。今後、次の見直しの方針に基づき、使用料等の改定要否を検討し、関係条例を改正した上で令和6年度に新料金へ移行したい。

### 2 見直しの方針

#### (1) 施設の範囲

公共施設の行政サービスを施設の性質に応じて分類し、受益者負担割合や見直しを行う施設の範囲を次のとおりとする。

- ア 市民生活において必需性が高い施設（図1①③）は改定しない。
- イ 受益者負担割合が50%又は100%の施設（図1②④）に係る使用料等のうち、現行料金が算定料金と一定以上乖離している場合は改定する。
- ウ 上記イのうち、地域の自治活動に利用する場合等（コミュニティセンター、老人いこいの家など）は改定しない。

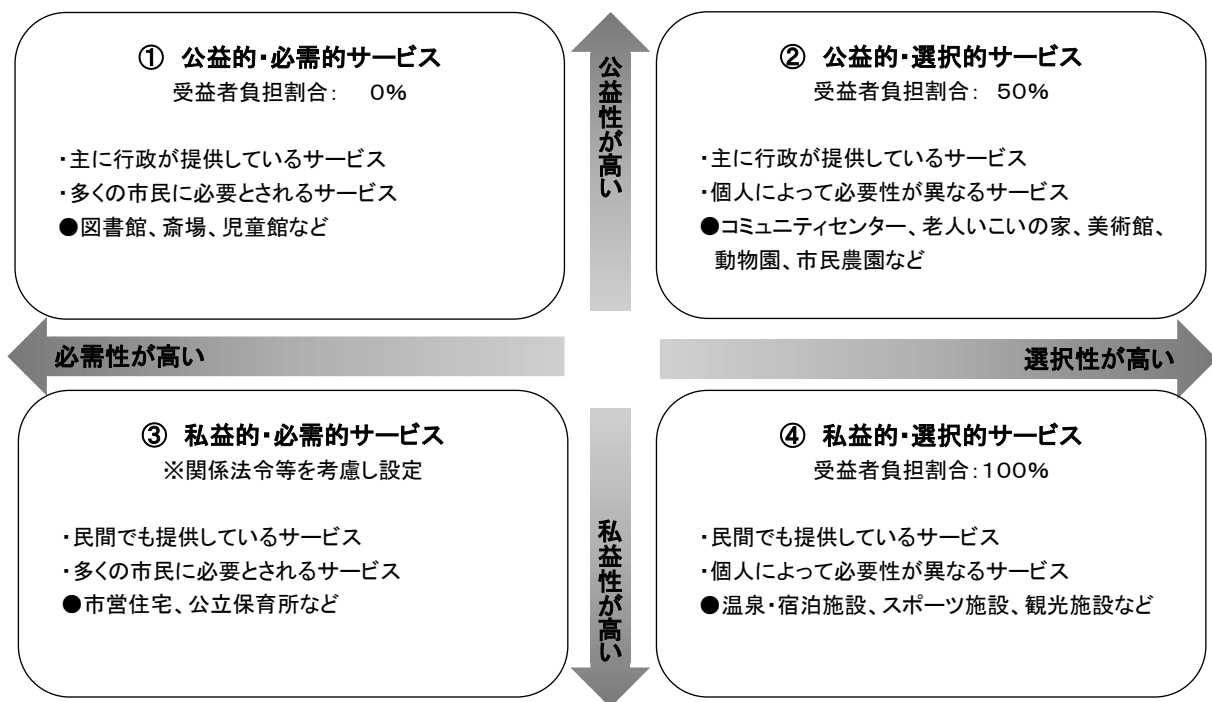


図1：公共施設のサービス分類と主な施設

## (2) 使用料等改定の考え方

ア 算定料金（管理原価<sup>\*1</sup>×受益者負担割合）に基づき改定後料金を設定する。

\*1 管理原価：年間管理運営費（人にかかるコスト＋物にかかるコスト）をもとに、施設の利用形態に応じて、1㎡・1時間当たり又は利用者1人当たりに要することとなる金額のこと。

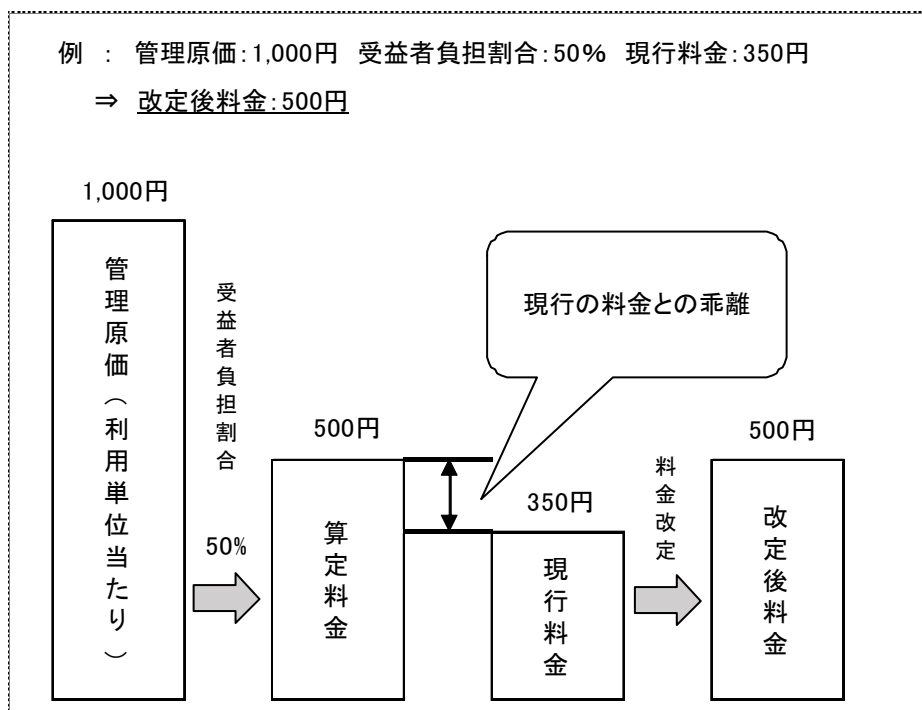


図2：改定のイメージ

イ 今回の改定で大幅な増額となる場合は、利用者の急激な負担増を避けるため、激変緩和措置（上限の設定）を適用する。

ウ 民間施設や他自治体施設の料金水準、本市の同類施設における統一性なども考慮する。

## 3 定期的な見直しの実施

定期的に行行政サービスに要する費用等を把握し、4年（行政改革大綱の計画期間）ごとに使用料等の改定要否を検討する。ただし、社会経済情勢に大きな変化がある場合などは、適宜検討する。